

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中田利通の上告趣意のうち、憲法三七条三項違反をいう点は、判決書に公判期日に出席した弁護人の氏名を記載するか否かということは、憲法三七条三項とは直接関係のない事項であるから、所論違憲の主張は前提を欠き、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年六月一〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	牧	圭	次
裁判官	大	橋	進
裁判官	島	谷	六
			郎